

ヒアリング

国際標準は 「同一価値労働同一賃金」

「同一労働同一賃金」をテーマとするヒアリングは7月に続き2回目である。今回は明治大学経営学部教授遠藤公嗣氏を招いて10月20日に開催された。午後6時15分の開始という異例の時間帯にも拘

わらず、32名の参加があり、関心の高さが感じられた。

まず、国際標準の理解が必要であり、国際基準では同一価値労働同一賃金と表現し、同一労働同一賃金は、その一部であるにすぎない、また、同一価値労働同一賃金における労働(work)は、労働自体ではなく職務(job)であるとの解説があった。

ILO条約の定義は、同一価値職務同一賃金であり、職務基準賃金のもとで成立する。したがって、国際基準という「同一労働同一賃金」とは、職務が同一なら賃金額も同一という考え方になる。職務が同一か否か、どの程度違うかは、職務分析・職務評価で判断するほかはない。職務分析・職務評価は必須で、これがキーになる。職務分析・職務評価によって始めて、同一か否かがわかる。その手法が得点要素法という職務評価である、とし実際の事例紹介に基づき解説がなされた。

その上で、政府の取り組み、経団連の「欧州型同一労働同一賃金



遠藤 公嗣さん

の導入は困難」に対する見解、連合の方針などの解説と問題点の分析、何が争点になるのかについて話された。

政府は12月までに、何が合理的で、何が合理的でないのか、指針

(ガイドライン)を公表することになっており、その後に法整備を進めるとしている。どんなガイドラインが示されるのか、興味津々である。

(武内崇夫)